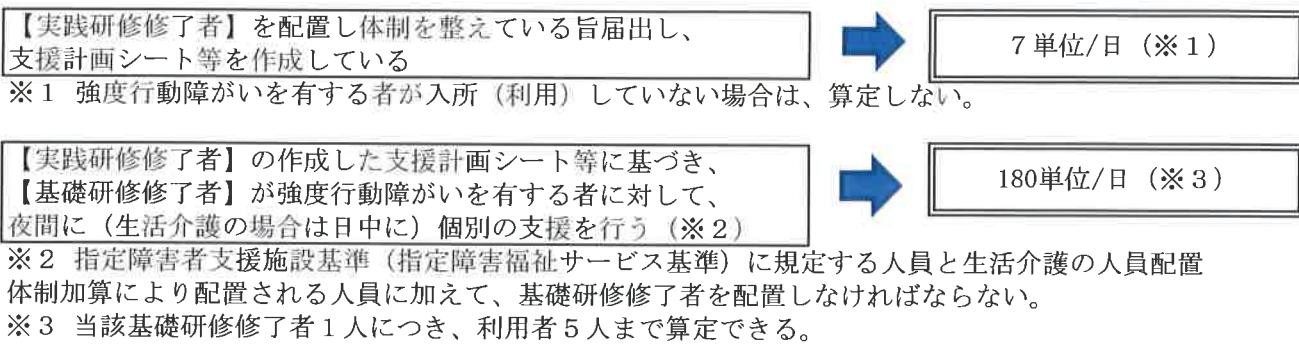


【参考】強度行動障がい支援者養成研修に係る加算等の要件について

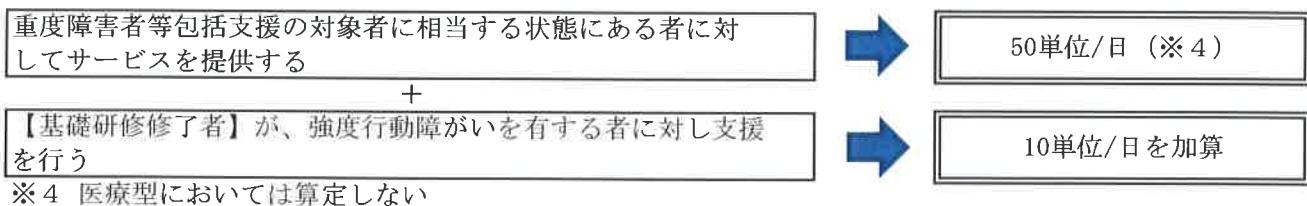
研修修了を要件の一つとする加算とその算定要件の主なものをまとめましたので、受講にあたっての参考としてください。概要のみで経過措置やQ&A等を踏まえた詳細の記載ではありませんので、実際の加算の算定にあたっては必ず厚生労働省令・告示・通知・Q&A等を確認の上、届出は事業所を所管する各総合支庁（Xは各市町村）に行ってください。

I 施設入所支援 [重度障害者支援加算（II）（報酬告示第9の3のロおよび注4）]

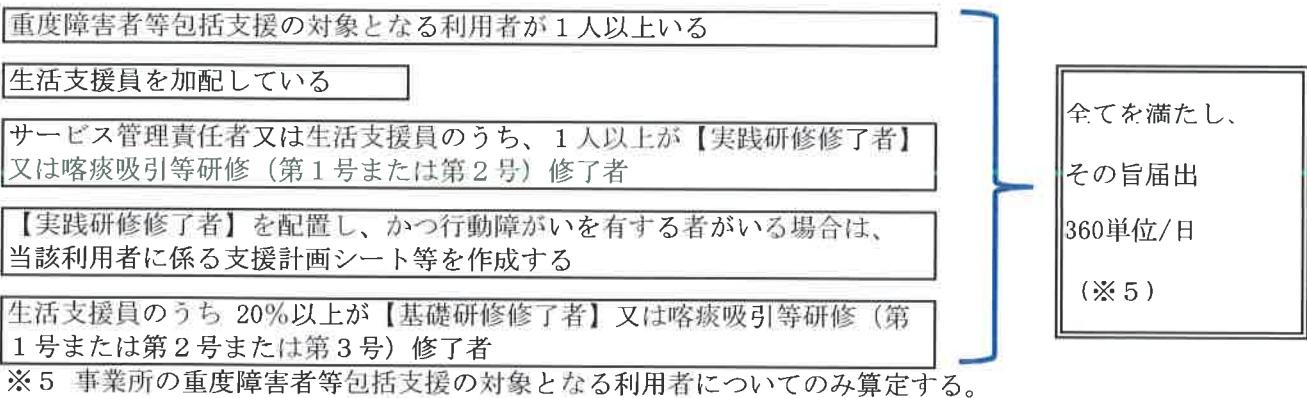
II 生活介護 [重度障害者支援加算（報酬告示 第6の7の2）] （新規）



III 短期入所 [重度障害者支援加算（報酬告示 第7の3）]

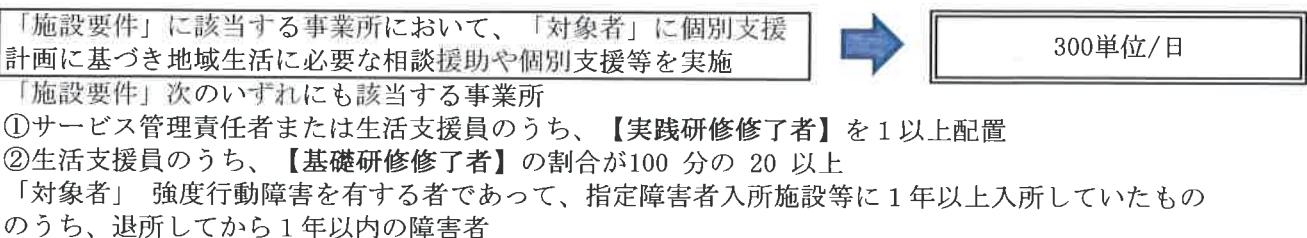


IV 共同生活援助 [重度障害者支援加算（報酬告示 第15の1の6）]



V 宿泊型自立訓練、共同生活援助（新規）

[強度行動障害者地域移行特別加算（報酬告示 第11の5の11、第15の6の3）]



VI 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

[重度障害児支援加算（強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い）]

（入所報酬告示第1の1の注5の2、第2の1の注4の2）]

重度障害児支援加算の算定施設で【実践研修修了者】を配置し、
【実践研修修了者】が作成した支援計画シートに基づき
【基礎研修修了者】が行動障害を有する障がい児に対して支援



11単位/日

VII 福祉型障害児入所施設 [強度行動障害児特別支援加算（入所報酬告示 第1の1の注7）]

別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成24 厚労告269号
第14号）に適合するものとして届け出た施設で、
【実践研修修了者】が作成した支援計画シートに基づき
【基礎研修修了者】が強度の行動障がいを有する児童に支援



781単位/日

VIII 児童発達支援、放課後等デイサービス [児童指導員等配置加算（通所報酬告示第1の1の注2の2、 第3の1の注3および4）、児童指導員等加配加算（通所報酬告示第1の1の注8および9、第3の1 の注8および9）]

i 児童指導員等配置加算

障害児通所支援給付費の算定に必要となる従業者の員数のうち、1以上が児童指導員、保育士または【基礎研修修了者】



その旨届出

利用定員に応じ
た単位数/日

ii 児童指導員等加配加算

人員配置基準上で必要となる員数に加え、理学療法士等、児童指導員等またはその他の従業者を1人以上（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所以外で、児童指導員配置加算を算定している事業所にあっては、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）配置



その旨届出

利用定員に
応じた単位
数/日

児童指導員等…児童指導員又は【基礎研修修了者】

※6 一定の基準を満たす事業所が児童指導員等加配加算により評価した職員に加えて1人以上配置した場合には、児童指導員等加配加算（II）を取得可能。

IX 児童発達支援、放課後等デイサービス（新規）

[強度行動障害児支援加算（通所報酬告示 第1の9の2、第3の7の2）]

強度の行動障害を有する児童に対し、【基礎研修修了者】が支援



155単位/日

X 計画相談支援、障害児相談支援（新規）

[行動障害支援体制加算（計画相談支援報酬告示11、障害児相談支援告示10）]

【実践研修を修了】した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、
行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されている
旨市町村に届け出



35単位/月

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

※ 障害者支援施設において行う生活介護を除く。

※ 行動援護従業者養成研修修了者も含む

※ 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）の別表第2に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合）である者。

※ 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）

※ 福祉型の場合、次のア又はイのいずれかに該当する入所児童（入所報酬告示の留意事項通知第三の(1)④の2)
ア 主として知的障がい児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、頻繁なてんかん様
発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行動を有し、監護を必要とする者

- イ 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定障害児入所施設にあっては、知的障がいを有するために、特別な保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められる者
- ※ 厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第270号・13）に適合する強度の行動障がいを有する児童
- ※ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）
- ※ 厚生労働大臣が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号・1の4）に適合する強度の行動障がいを有する児童
- ※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- ※ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）